

証明商標制度について

米国ニューヨーク州弁護士 足立 勝

目次

1. はじめに
2. わが国における証明商標制度の現状
 - 2-1 過去の検討状況
 - 2-2 証明商標に関する裁判例
 - 2-3 証明商標についての見解
3. 諸外国における証明商標制度
 - 3-1 米国
 - 3-2 欧州商標指令
 - 3-3 欧州連合商標 (EUTM)
 - 3-4 ドイツ
 - 3-5 小括
4. 検討
 - 4-1 証明商標の機能
 - 4-2 証明商標の使用主体
 - 4-3 商標の使用許諾 (通常使用権)
 - 4-4 その他の論点
 - 4-5 証明商標制度は導入すべきか

1. はじめに

本稿で取り上げる証明商標については、知的財産研究所『商標法における認証・証明マークの保護の在り方に関する調査研究報告書』(2012)や知的財産研究所『商標の識別性に関する課題(「認証・証明マークの保護」及び「商標の定義」の観点から)についての調査研究報告書』(2017)等でも取り上げられ、検討されてきているテーマである⁽¹⁾。これらの研究では、調査対象の15の国・地域のうち、ドイツ及びメキシコ以外では、証明商標制度が導入されているとの報告がされているところ⁽²⁾、ドイツでは、2019年1月14日施行で証明商標が導入されている⁽³⁾。そこで、改めて証明商標制度について検討する。

証明商標とは、様々な検討の中で証明標章、あるいは認証・証明マークといった言い方がされることもあり、確立した定義が存在するわけではなさそうであるが⁽⁴⁾、概ね「商取引上、商品又はサービスについて、商品の原産地、材料若しくは製造方法又はサービスの提供、品質、正確さその他の特徴との関係を証明されたものを、そのような証明がされていない他の商品又はサービスと区別するために使用される又は使用が意図されたマーク⁽⁵⁾」、又は「ある商品又は役務について、その原産地、品質、その他の特徴が、認証機関等

-
- (1) 特許庁職員によるものとして、旦克昌「我が国における認証・証明マーク(証明商標)保護の考え方と課題点(商標法2条における「証明」の考え方及び同条の定義規定との観点から)」商標懇112号(2014)8-30頁がある。
 - (2) 知的財産研究所『商標の識別性に関する課題(「認証・証明マークの保護」及び「商標の定義」の観点から)についての調査研究報告書』(2017)16頁。なお、調査対象の国・地域は、米国、EU、英国、ドイツ、フランス、オーストラリア、中国、韓国、シンガポール、ブラジル、カナダ、ニュージーランド、スペイン、台湾、メキシコである。
 - (3) ドイツ商標法106a-106h条
 - (4) 前掲注2)7頁
 - (5) 知的財産研究所『商標法における認証・証明マークの保護の在り方に関する調査研究報告書』(2012)1頁

の特定の者により認証・証明されたものであることを表示するためのマーク⁽⁶⁾」と考えられる。

そこで、本稿では、特定の組織の構成員による商品又は役務であることを示す団体商標や地域団体商標とは異なり、直接的に商品又は役務の特徴について認証・証明するマークとして把握するとともに、様々な用語が用いられるが、文献からの引用の場合を除いて、「証明商標」の用語を用いることとする。

2. わが国における証明商標制度の現状

商標法2条1項の商標の定義の中に「証明」が含まれている一方で、証明商標が通常の商標と区別した制度としては導入されていない⁽⁷⁾。わが国において、証明商標制度は、用語は異なっているものの、平成7年の『工業所有権審議会商標問題検討小委員会報告書』以降何度か制度導入の検討対象になり、上述のとおり知的財産研究所においても2つの調査報告書が発行されているが⁽⁸⁾、実現には至っていない。また、TPP11協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）でも、証明商標制度について言及がされているが、現状導入への機運が高まっているとは言えない。

そこで、まず最初に、わが国における証明商標制度についての検討の歴史、現時点での理解を確認する。

2-1 過去の検討状況

(1) 平成7年頃の動き

『工業所有権審議会商標問題検討小委員会報告書』（平成7年5月18日）において、経済活動の活性化のための支援策の一つとして、証明標章制度との名称で、団体標章制度とともに取り上げられ、「証明標章：当該標章の使用に係る商品又は役務に関して、商品の出所、材料、商品の製造方法若しくは役務の提供方法、品質、その他の特徴が、標章の所有者により証明されていることを表示する標章⁽⁹⁾」と位置づけ、「第3条1項柱書に関し、団体標章・証明標章については、構成員の使用をもって自己の使用とみなすことができる旨明確に規定する⁽¹⁰⁾」との方向性が打ち出されていた。

その後、工業所有権審議会『商標法等の改正に関する答申』（平成7年12月13日）では、団体標章制度の明文化について、制度の導入が適当である旨答申する一方⁽¹¹⁾、「証明標章制度については、商標法条約の適用対象とはされていない（パリ条約上の義務でもない）がマドリッド・プロトコル上は、各国が証明標章制度を採用することも認めている（ただし、証明標章の定義がおかれているわけではない）」とするとともに、「我が国商標法では、現状においても第2条において『商品の証明』も含めて商標が定義されており、証明

(6) 前掲注2) 7頁

(7) 現行商標法2条1項「この法律で『商標』とは、人の知覚によつて認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの（以下『標章』という。）であつて、次に掲げるものをいう。

一 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの

二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの（前号に掲げるものを除く。）」

なお、参考までに、昭和34年制定時では、商標法2条1項は「この法律で『商標』とは、文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（以下、『標章』という。）であつて、業として商品を生産し加工し証明し又は譲渡する者がその商品について使用するものをいう」と定めており、大正10年制定の旧商標法には、現行法2条1項に対応する条文は存在しない。

(8) 他にも、知的財産研究所『地理的表示・地名等に係る商標の保護に関する調査研究報告書』（2011）において、地理的表示の証明商標制度による保護のあり方について検討がされている。また、旦・前掲注1)は、2011年及び2012年の知的財産研究所の研究報告書を参考にしていう。

さらに、早稲田大学大学院博士論文として趙京喜「商標の保護対象と保護機能の拡大 - 諸国の動向と韓国において検討すべき課題 -」（2011年2月審査終了）が、証明商標を取り扱っている。

(9) 『工業所有権審議会商標問題検討小委員会報告書』（平成7年5月18日）115頁

(10) 前掲注9) 117頁。あわせて、「濫用防止等に関する規制は、ライセンスの場合等の措置も踏まえつつ必要な措置を講ずる」との提言もされていた。

(11) 工業所有権審議会『商標法等の改正に関する答申』（平成7年12月13日）32頁

目的の商標も含めて保護している⁽¹²⁾」等の理由を挙げて、引き続き検討していくことが適当であるとした。その結果、平成8年の商標法改正により団体商標制度のみが導入された（平成9年4月1日施行）⁽¹³⁾。

(2) 審議会での検討状況

産業構造審議会知的財産政策部会では、何度も証明商標制度について言及されている。例えば、同会第1回商標制度小委員会（平成15年6月26日）では、参考資料1「各国の商標制度比較表」にて、比較項目の一つとして取り上げられている。同第4回商標制度小委員会（平成15年10月20日）では、資料1「小売業商標のサービスマークとしての取扱い及び団体商標制度の拡充について」にて、「産地表示からなる商標の保護その他の商標の保護については証明商標の制度を導入する必要があるか、諸外国の各制度や現行の制度の具体的な問題点の検証を踏まえて検討することが必要ではないか」とコメントがされている。同第9回商標制度小委員会（平成16年10月5日）では、参考資料4「諸外国の団体・証明商標制度」が配布されている。

その後、産業構造審議会知的財産政策部会「地域ブランドの商標法における保護の在り方について」（平成17年2月）が発行され、平成17年商標法改正により、商標法7条の2として地域団体商標制度が導入された（平成18年4月1日施行）⁽¹⁴⁾。

(3) TPP11 協定

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）（2018年7月6日国内手続き完了 同年12月30日発効）では、証明商標制度については、以下の定めがされているが、この部分に対応する法改正の検討は特段されていない。

「第十八・十九条 団体標章及び証明標章

各締約国は、商標に団体標章及び証明標章を含めることを定める。締約国は、証明標章が保護されることを条件として、自国の法令において証明標章を別の区分として取り扱う義務を負わない。各締約国は、また、地理的表示として用いられ得る標識を自国の商標制度に基づく保護の対象とすることができることを定める（注）。

（注）第十八・一条（定義）に定める地理的表示の定義に従い、標識又はその組合せは、地理的表示の保護のための一若しくは二以上の法的手段又は当該法的手段の組合せにより保護することができるものとする⁽¹⁵⁾」

(4) 小括

以上をみると、『工業所有権審議会商標問題検討小委員会報告書』（平成7年5月18日）及び工業所有権審議会『商標法等の改正に関する答申』（平成7年12月13日）の時点では、証明商標制度は未整備の

(12) 前掲注11) 35頁

(13) 田村善之『商標法概説〔第2版〕』（弘文堂 2000）24頁は、団体商標について、現行法は「使用の意思の特則以外には通常の商標登録と変わらないものとして位置付けている」と評価する。

また、現行商標法（昭和34年商標法）の基礎になった工業所有権制度改正審議会答申（昭和31年12月24日）では、法人自身が団体標章を使用できることを明確にする「団体標章制度」の導入が提案されているが、法案化の段階で採用されていない。特許庁編『工業所有権制度百年史 下巻』（発明協会 1985）307-322頁

(14) その後、産業構造審議会知的財産分科会 第2回商標制度小委員会（平成28年7月12日）では、参考資料1「各国・地域の商標制度比較表」が配布されているが、比較項目に証明商標制度はあげられていない。

(15) 内閣官房 TPP 等政府対策本部ウェブサイト (https://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/tpp_text_yakubun.html)

訳文 第18章（知的財産）2485-2486頁

英文は、以下のとおり。

Article 18.19: Collective and Certification Marks

Each Party shall provide that trademarks include collective marks and certification marks. A Party is not obligated to treat certification marks as a separate category in its law, provided that those marks are protected. Each Party shall also provide that signs that may serve as geographical indications are capable of protection under its trademark system.

(note: Consistent with the definition of a geographical indication in Article 18.1 (Definitions), any sign or combination of signs shall be eligible for protection under one or more of the legal means for protecting geographical indications, or a combination of such means.)

状態であると考えられていたものが、TPPの国内手続きを行うときには、証明商標制度は現行商標法に既に内包されているとの理解であったように思われる。

2-2 証明商標に関する裁判例

証明商標と考えられるものについての裁判例としては、JIL事件（知財高判平成23年3月17日〔平成22年（行ケ）10359号〕判時2117号104頁 判タ1377号204頁）がある⁽¹⁶⁾。

事案の概要としては、被告が、原告（社団法人日本照明器具工業会）の保有する以下の商標（以下、「本件商標」という）に係る商標登録に対する不使用を理由とする登録の取消を求める審判を請求し（商標法50条1項）、特許庁は平成22年10月14日に、本件商標の商標登録を取り消す旨審決した（取消2010-300180号）。これに対して、原告が、審決取消訴訟を提起し、裁判所は、本件に係る審判請求の登録（平成22年3月5日）前3年以内に、本件商標を使用していたものと認めることができるとして、審決を取り消したものである。

商 標： JIL（右図参照）

登 録 番 号： 第868916号

登 録 年 月 日： 昭和45年（1970年）8月13日

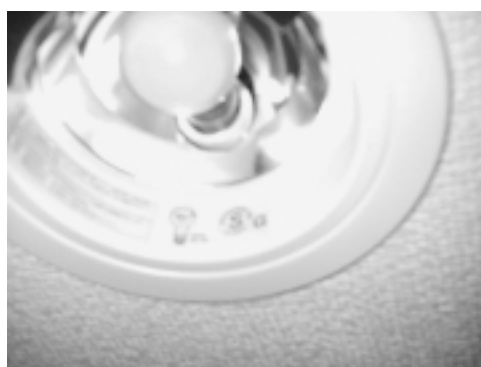
出 願 年 月 日： 昭和42年（1967年）11月2日

商 品 区 分： 第11類、他

指 定 商 品： 電球類及び照明用器具、家庭用電熱用品類（第11類）

JIL

使用例としては、住居に設置されている天井埋め込み形照明器具に付されているのを確認することができた（2012年3月11日筆者撮影）。また、この商標は、以前日本照明器具工業会の専務理事に確認したところ「一般の電機器具販売店で販売されている商品に付されるものではないため、一般の消費者が商品の包装等で、この商標を確認することはできない」（2012年3月8日に電話にて確認）というもので、小売店・工務店用の照明器具の総合カタログ（各製造社が作成しているもので、それぞれ厚さ5cm程度）を確認したところ、パナソニック社、東芝社のいずれのカタログにも、天井埋め込み照明のページに、JIL5002のマーク（本事件で本件使用商標2乃至4とされたもの）とともに、それぞれのマークの付されている器具のタイプについての説明がされていた（2012年3月8日筆者確認）。



判旨としては、以下のとおり、使用商標は、原告による評定又は認証がされた原告の規格に適合する照明器具であることを証する標章であって、その上段に原告の名称が記載されていることが示すように、使用商標によってその旨を証している者は原告ということができると判示するとともに、原告の会員企業4社が使

(16) JIL事件に関する評釈として、宮脇正晴<判批>TKCローライブラリー新・判例解説 Watch 知的財産法 No.70 (2012)、足立勝<判批>『最新判例からみる商標法の実務II 2012』（青林書院 2012）25-33頁

用許諾を受けて使用していたと認めた⁽¹⁷⁾。

「本件使用商標は、原告による評定又は認証がされた原告の規格に適合する照明器具であることを証する標章であって、その上段に原告の名称が記載されていることが示すように、本件使用商標によってその旨を証している者は原告といえることができる」、「実際に本件使用商標を作成し、当該器具に同商標を貼付するのは各登録事業者であるが、これは、原告の了承の下、原告に使用料を支払った上で、原告の名称で行っているものであるから、原告が、各登録事業者を介して、照明器具に本件使用商標を貼付して使用しているというべきものであって、本件使用商標の構成中に存在する本件商標についても、原告が、各登録事業者を介して、照明器具に本件商標を貼付して使用しているものであるといえることができる」

また、照明器具の製造事業者について、「原告は、製造事業者からの申請に基づき、原告の規格である JIL5501 又は JIL5002 に基づいて審議し、評定可又は登録可となった場合に、製造事業者から使用料の支払を受けた上で、本件使用商標を照明器具に貼付して使用することを認めることにより、本件使用商標の構成中に存在する原告が商標権を有する本件商標についても、照明器具に貼付して使用させているものであって、このようにして使用許可を得た製造事業者は、本件商標の使用についての通常使用権者といえることができる」（下線は報告者による）

また、商標法 50 条の不使用取り消しの事件で、繊維素材についての商標「グラム／GRAM」が、中国の会社が製造し日本の会社を経て流通している被服についての使用であるかどうか争点となった事件ではあるが、以下のとおり、証明商標として機能している旨の判示をしており、参考になる。

「Gram」の表示をした下げ札が「本件商品に使用した東レの素材が非常に軽いため、ダウンジャケットである本件商品が、軽量感のあるソフトな風合いの機能性、快適性に優れるものであることを示すものであるとも解することができ、本件商品が東レの素材を使用した、「Gram」ブランドの衣類であるなどというように、被服である本件商品の出所及び品質等を示すものとして用いられているものとも理解し得る」（GRAM 事件（知財高判平成 25 年 9 月 25 日 平成 25 年（行ケ）10032 号）⁽¹⁸⁾

2-3 証明商標についての見解

現行の商標法の中で、証明商標についてどのような見解が示されているかを纏めてみる⁽¹⁹⁾。

筆者による分析ではあるが、現行の商標法に証明商標は包含されていると考えているものとして代表的なものは、「ここで『証明』というのは、主として商品の品質又は役務の質を保証するような場合である」（特許庁編『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第 20 版〕』（発明推進協会 2017）1390 頁）がある。他にも、「商標法上、『商標』とは、自ら業として商品を生産し、証明し、譲渡する者がその商品に使用するか、

(17) 宮脇・前掲注 16) は、「確かに、判決の述べるように、本件使用商標は、それが付されている照明器具が X の規格に適合するものであることを『証明』するものであり、(中略)形式的には 2 条 1 項 1 号にいう『商標』に該当する。しかし、出所の識別が商標の本質的な機能であることに鑑みれば、『証明』するものが商品に使用する標章であるからといって、具体的な出所表示機能について検討しなくてよいということにはならないであろう。」「当該商標は証明業務の出所たる X を識別する『商標』とはいっても、それが付されている照明器具の出所を示すものとはいえないように思われる。すなわち、X の認証を受けた各事業者が、当該商標をその商品に付するのは、当該商品の質を記述するために過ぎないと考えられ、このような『使用』は当該商品の出所表示機能を果たす態様のものとはいえず、また、26 条 1 項 2 号により本件商標権の効力の範囲外とされるものであろう」とする。

(18) グラム事件（知財高判平成 25 年 9 月 25 日 平成 25 年（行ケ）10031 号）でも、同様の判示がされている。

(19) 本文で紹介したもの以外に証明商標について記したのものとして、「『証明標』は、商品の品質検査を行う者がその取り扱った商品の品質を保証・証明する商標である（役務の質を証明する場合も同じ）。アメリカ法では、証明標（Certification mark）は、通常の商標と別に規定され、その濫用・弊害をなくすための規制がなされている（アメリカ商標法 4 条・14 条 5）」（小野昌延・三山峻司『新・商標法概説』（青林書院 2009）49 頁）があり、網野誠『商標〔第 6 版〕』（有斐閣 2002）88-89 頁もほぼ同じ記述がされている。

自ら業として役務を提供し、証明する者がその役務に使用するものでなければならない（3条1項柱書き・2条1項）、「証明とは、商品や役務の質を証明することを指す。たとえば、一定の規格を保持しているか否かという検査をなす業務を行う者がその検査に合格した商品に特定の標章を付したり、安全性等の条件を満足するか否かという検査をなす業務の者がその検査に合格した宿泊施設に特定の標章を用いる場合などが考えられる。」（田村善之『商標法概説〔第2版〕』（弘文堂 2000）18, 19頁）、「表示が使用される業務の種類からは、生産商標、証明商標、販売商標（2条1項1号参照）などに分類することができる。ウール・マークのような商標は、証明商標である。」（渋谷達紀『知的財産法講義Ⅲ 第2版』（有斐閣 2008）323頁）がある。

他にも、「商標法上は、商品・役務を証明する標章も商標に加えている（2条1項1, 2号）。品質を証明するもので、例えば、『ウール・マーク』やホテルに係る『適マーク』のような商標を指す」（商品商標に関して）「『証明』は、商品の品質等の証明するもので、証明商標に係るものである。『ウール・マーク』や『JISマーク』、『JASマーク』等である。団体商標（7条）も、その構成員に係る商品の共通の特徴を表示し品質を保証するもので、証明に係る商標の範疇のものと理解することもできる。また、製品に付される原材料に係る商標はその製品たる商品の品質を証明するものとも言える。」（工藤莞司『商標法の解説と裁判例』（マスターリンク 2011）35, 39頁）がある。

他方、証明商標は現行商標法では未整備であるとするものとして、「商品の証明とは、商品を検査してその品質等を保証や証明をすることである。商品の品質（又は役務の質）等を証明したものを、証明されていない他の商品（又は役務）と区別するために使用される標識は、証明商標（又は証明標章）と呼ばれるが、そのような証明商標は、証明の対象である商品（又は役務）について、通常、証明する者が自ら使用するものではなく、他人にその使用を許諾するものである。よって、わが国商標法は、『証明』という語を含んでいるが、証明商標を一般に保護しておらず、証明する者が自ら使用する場合（特に、2条3項1号の『商品又は商品の包装に標章を付する行為』）に『商標』にあたるとして保護していることになる（下線は報告者による）」、「役務の証明とは、役務の質等を保証や証明することである。例えば、ある役務を提供する構成員とする団体がその構成員が提供する役務の質が一定の基準を満たすことを保証することである。宝石の鑑定士の団体による鑑定士の能力の証明や、宿泊施設の安全性の証明、飲食店が提供する料理の質の証明等がある」（小野昌延・三山峻司編『新・注解商標法〔上巻〕』（青林書院 2016）98-99頁・茶園成樹執筆）、「業として『証明』する者がその商品や役務に使用する標章が、商標に含まれる旨規定しているから、認証マークがわが国商標法上、登録商標として保護されることはありうる。（中略）認証の対象となる商品については、認証機関自身がそのような商品又は役務について認証マークを使用することは通常ないであろうから、認証機関がそのような商品を指定商品として、その認証マークと同一の標章につき商標登録出願をしても、そのような出願は3条1項柱書の要件を充たさないこととなろう（下線は報告者による）」（宮脇正晴＜判批＞TKC ローライブラリー新・判例解説 Watch 知的財産法 No.70（2012））がある。

3. 諸外国における証明商標制度

わが国における証明商標の状況に比べて、欧州商標指令（商標に関する加盟国の法律を近接させるための2015年12月16日付け欧州議会及び欧州理事会指令（EU）2015/2436（2016年1月13日施行））における証明商標に関する条文の存在⁽²⁰⁾、EU証明標章制度の導入（2017年10月1日）⁽²¹⁾、上述したドイツにおける導入など、諸外国でも導入されているように思われる。

既に、知的財産研究所『商標法における認証・証明マークの保護の在り方に関する調査研究報告書』（2012）

(20) 特許庁ウェブページに公開されている訳文の表記に従い、証明商標と記載した。

(21) 特許庁ウェブページに公開されている訳文の表記に従い、証明標章と記載した。

では、米国、英国、オーストラリア、中国、韓国の調査が行われている。さらに、知的財産研究所『商標の識別性に関する課題（「認証・証明マークの保護」及び「商標の定義」の観点から）についての調査研究報告書』（2017）では、15か国・地域の商標法について調査が行われ、同報告書16頁において、12か国・地域（米国、EU（2017年10月1日より）、英国、オーストラリア、中国、韓国、シンガポール、ブラジル、カナダ、ニュージーランド、スペイン、台湾）において、証明商標制度が設けられていること、フランスでは団体標章の中に、団体証明標章制度が存在することが報告されている。加えて、同報告書では、証明商標であれば、本来識別力がない商標（地理的表示、品質表示等のみからなる記述的商標）の登録を認める考え方について⁽²²⁾、商標権者自身の使用について⁽²³⁾、といったことについても調査が行われている。

一方で、それぞれの調査は、外国法の状況を中心に行われたもので、わが国において証明商標を制度として保護する必要性や許容性があるかという点についての検討は必ずしも行われていないように思われる。

そこで、各国制度の紹介は、知的財産研究所『商標法における認証・証明マークの保護の在り方に関する調査研究報告書』（2012）及び知的財産研究所『商標の識別性に関する課題（「認証・証明マークの保護」及び「商標の定義」の観点から）についての調査研究報告書』（2017）にまかせ、以下では、わが国において証明商標制度の必要性や許容性を次に検討するための考慮要素として、いくつかの国・地域の制度の紹介をする。

3-1 米国

商標法45条（15 U.S.C. § 1127）では、証明標章は商標、サービスマーク、団体標章とは別に、以下のとおり定義されている⁽²⁴⁾。

「証明標章：『証明標章』という用語は、語、名称、記号若しくは図形又はその結合であって、次の条件に該当するものを意味する。

- (1) その所有者以外の者によって使用されているか、又は
- (2) それを、その所有者が所有者以外の者に取引上使用させる誠実な意図を有しており、かつ、この章によって設定された主登録簿への登録を出願するものであって、その目的が当該人の商品若しくはサービスに関する地域的若しくはその他の出所、材料、製造方法、品質、精度若しくはその他の特徴、又はその商品若しくはサービスについての作業若しくは労働が組合若しくはその他の組織の構成員によって行われたことを証明することにあるもの⁽²⁵⁾」

この定義からすると、商品又は役務を特定し他人のそれらから識別して出所を表示するものである商標（trademark）又はサービスマーク（service mark）に対して⁽²⁶⁾、証明標章（Certification mark）は別のも

(22) 前掲注2) 22-24頁

(23) 前掲注2) 31-41頁の表から抽出

(24) 特許庁ウェブサイトにて公開されている訳文より

(25) Certification mark. The term “certification mark” means any word, name, symbol, or device, or any combination thereof—

(1) used by a person other than its owner, or

(2) which its owner has a bona fide intention to permit a person other than the owner to use in commerce and files an application to register on the principal register established by this chapter, to certify regional or other origin, material, mode of manufacture, quality, accuracy, or other characteristics of such person’s goods or services or that the work or labor on the goods or services was performed by members of a union or other organization.

(26) 商標法45条（15 U.S.C. § 1127）の商標及びサービスマークの定義

（特許庁ウェブサイトにて公開されている訳文より）

商標：「商標」という用語は、語、名称、記号若しくは図形又はその結合であり、次の条件に該当するものを含む。

(1) ある者によって使用されているか、又は

(2) それを、ある者が取引において使用する誠実な意図を有しており、かつ、この章によって制定された主登録簿への登録を出願するものであって、その目的が独自の製品を含む、その者の商品を特定し、それを他人が製造又は販売するものから識別し、また、その商品の出所を、それが知られていない場合でも、表示することにあるもの

のと扱っているように思われる。

また、TFSR (Trademark Federal Statutes and Rules) § 6.3 及び TMEP (Trademark Manual of Examining Procedure) § 1306.02 (d) によれば、証明商標については、すべての商品を指定する Class A 及びすべての役務を指定する Class B の 2 つが、指定商品・役務となる。以前は、証明商標も通常の商標・サービスマークと同様の商品・役務別に登録することになっていたが、1955 年 8 月 15 日の改正により、証明商標について現行の指定商品・役務になっている。

証明商標については、いくつかの制約が課せられており、その中には、(i) 証明商標の保有者は、その証明商標の使用について、使用者とのライセンス契約を締結する等により、管理しなければならない、(ii) 証明商標の保有者は、その商標を付した商品又は役務を提供してはならない、(iii) 証明商標の保有者は、証明する目的以外に、その商標の使用を許してはならない、(iv) 証明商標の保有者は、自らが定めた基準に合致する商品又は役務を証明することを、拒絶してはならない、というものが含まれる。

3-2 欧州商標指令

商標に関する加盟国の法律を近接させるための 2015 年 12 月 16 日付け欧州議会及び欧州理事会指令(EU) 2015/2436 (2016 年 1 月 13 日施行) (以下、欧州商標指令) 第 27 条及び 28 条に保証又は証明商標に関する定めがあり、第 27 条には、商標、団体商標の定義とは別に、保証又は証明商標 (guarantee or certification mark) について、定義がされている⁽²⁷⁾。

「保証又は証明商標・団体商標

第 27 条; 定義

本指令の適用上、次の定義を適用する。

(a) 「保証又は証明商標」は、その商標が商品の材料、製造方法又はサービスの内容、品質、正確さ若しくは他の特徴に関して商標の所有者によって証明される商品又はサービスをそのように証明されない商品及びサービスから識別するために適用される商標をいう。⁽²⁸⁾

欧州商標指令では、保証又は証明商標 (guarantee or certification mark) は商標 (trade mark) であると明言している。

なお、欧州商標指令は、団体商標については、第 29 条で「加盟国は団体商標の登録を規定しなければならない」との定めがあり、加盟国に導入が義務付けられている一方、保証又は証明商標については、第 28 条にて「加盟国は、保証又は証明商標の登録を規定することができる」と定めており、証明商標制度の導入は義務付けられてはいない。

サービスマーク: 「サービスマーク」という用語は、語、名称、記号若しくは図形又はその結合であって、次の条件に該当するものを意味する。

(1) ある者によって使用されているか、又は

(2) それを、ある者が取引において使用する誠実な意図を有しており、かつ、この章によって制定された主登録簿への登録を出願するものであって、

その目的が独自のサービスを含む、その者のサービスを特定し、それを他人のサービスから識別し、また、そのサービスの出所を、それが知られていない場合でも、表示することにあるもの。ラジオ又はテレビ番組の題名、キャラクター名及びその他の識別性のある特徴は、それら又はその番組がスポンサーの商品を広告するものであっても、サービスマークとして登録することができる。

(27) 特許庁ウェブサイトにて公開されている訳文より

(28) *Guarantee or certification marks and collective marks;*

Article 27 Definitions:

For the purposes of this Directive, the following definitions apply:

(a) 'guarantee or certification mark' means a trade mark which is described as such when the mark is applied for and is capable of distinguishing goods or services which are certified by the proprietor of the mark in respect of material, mode of manufacture of goods or performance of services, quality, accuracy or other characteristics, from goods and services which are not so certified.

3-3 欧州連合商標 (EUTM)

EU 商標に関する 2017 年 6 月 14 日の欧州議会及び理事会の規則 (EU2017/1001) (以下, EU 商標理事会規則) 第 83 条から 93 条に EU 証明標章に関する定めがあり, EU 商標, EU 団体標章とは別に, 第 83 条に EU 証明標章 (EU certification mark) についての定義がされている⁽²⁹⁾。

「EU 証明標章

EU 商標理事会規則 第 83 条

- (1) EU 証明標章は, EU 商標であって, 当該標章が出願されたときにそのようなものとして表示され, かつ, 商品の材料, 製法若しくはサービスの手際, 品質, 正確性又は原産地を除くその他の特性に関して当該標章の所有者により証明された商品又はサービスをそのように証明されていない商品及びサービスから区別するものをいう。(下線は報告者による)
- (2) 公法が適用される機関, 当局及び団体を含む何れの自然人又は法人も, EU 証明標章を出願することができる。ただし, 当該人が, 証明されている種類の商品又はサービスの供給に関わる事業を営んでいないことを条件とする。
- (3) 第 I 編から第 VII 編まで及び第 IX 編から第 XIV 編までは, 本節に別段の規定がない限り, EU 証明標章に適用する。⁽³⁰⁾」

EU 商標理事会規則において, EU 証明標章 (EU certification mark) は, 商標 (EU trade mark) であると明言している。

また, EU 証明標章の指定商品・役務は, その証明標章に証明される商品・役務でなければならない⁽³¹⁾。さらに, 出願に当たっては, 証明標章の使用規則を提出しなければならない。そして, その使用規則には, 使用規則通りに使用されなかったり, 濫用されたりした場合, その証明標章の使用者に課される罰則も含まれていなければならない⁽³²⁾。

3-4 ドイツ

ドイツは, 従来は日本同様に団体標章に関する定めを有していたが, 商標法現代化法 (Trade Mark Modernization Act (MaMoG) 2019 年 1 月 14 日施行) により, 商標の新たなカテゴリーとして証明標章 (certification mark) を, 商標法 106a 条から 106h 条に導入している。これは, 欧州商標指令では証明商標制度導入は義務とされていないにもかかわらず, 商標制度の近代化及び国際調和の観点から導入したものと考えられる。

新たに導入された証明商標の機能は, 欧州商標指令や欧州連合商標での定めと同様に, 商品について又は役務の提供にあたって, その素材, 製造方法, 品質, 制約性, その他の特徴を保証するとともに, その保証はされていない商品や役務から識別することである。この証明標章の導入により, ドイツ商標法において商標の新しい機能が導入され, 証明商標制度の目的は, 証明をする会社や組織が証明に用いる標章のために商

(29) 特許庁ウェブサイトに公開されている訳文より

(30) Article 83: EU certification marks

1. An EU certification mark shall be an EU trade mark which is described as such when the mark is applied for and is capable of distinguishing goods or services which are certified by the proprietor of the mark in respect of material, mode of manufacture of goods or performance of services, quality, accuracy or other characteristics, with the exception of geographical origin, from goods and services which are not so certified.

2. Any natural or legal person, including institutions, authorities and bodies governed by public law, may apply for EU certification marks provided that such person does not carry on a business involving the supply of goods or services of the kind certified.

3. Chapters I to VII and IX to XIV shall apply to EU certification marks to the extent that this Section does not provide otherwise.

(31) EUIPO ウェブサイト (<https://euipo.europa.eu/ohimportal/certification-and-collective-marks>) 2020 年 3 月 8 日確認

(32) EUIPO ウェブサイト (<https://euipo.europa.eu/ohimportal/certification-and-collective-marks>) 2020 年 3 月 8 日確認

標法に基づく保護を付与するためであると言われている⁽³³⁾。

3-5 小括

ここで紹介した米国と欧州それぞれの制度を対比する形で、纏めてみる。

米国の制度においては、証明標章の定義は、商標やサービスマークの定義とは異なり、出所を表示したり自他商品・役務を識別したりするものではない。そのこともあってか証明標章の指定商品・役務は、すべての商品を指定する Class A 及びすべての役務を指定する Class B の2つとなっている。但し、一旦登録されると、その効果は通常の商標と同様のものである。また、証明の対象として、地理的な表示 (indication of regional origin) も含まれているのが、特徴的である。

さらには、米国の証明標章は、(a) 権利者が標章の使用を管理していない場合、(b) 権利者自身が証明標章が使用されている商品や役務の販売・提供等に従事していた場合、(c) 証明目的以外での使用を許可した場合、(d) 基準に合致しているにもかかわらず使用を拒否した場合には、登録取り消しの対象となる (商標法 14 条 (15 U.S.C. § 1064))。

これに対して、欧州の制度においては、名称としては標章 (mark) が用いられているが、商標であることが明示されており、その指定商品・役務は、証明標章により証明される商品・役務でなければならない点は、米国の制度とは大きく異なる点である。また、証明の対象として、商品・役務の地域は含まれていないことが、米国の制度とは異なる。

また、EU 証明標章の取消しについては、EU 商標理事会規則 58 条に定める通常の EU 商標の取消の理由に加えて、(a) 所有者が、第 83 条 (2) の要件、すなわち証明されている種類の商品又はサービスの供給に関わる事業を営んでいないとの要件を満たしていない場合、(b) EU 証明標章の使用に適用される規約に定める使用条件に合致しない態様で使用されるのを防止するための合理的な措置を講じない場合、(c) EU 証明標章の使用により、公衆に誤認を生じさせる虞があるようになった場合 (特に、証明標章以外のものと理解される虞がある場合)、(d) EU 証明標章の使用に関する規約の修正が、登録出願時に証明標章として課された要件を満たさないものとなった場合、取消の対象となる (EU 商標理事会規則 91 条)。ドイツ商標法 106g 条にも、同様の定めがされている。この点は、米国の制度とかなり類似している。

4. 検討

米国や欧州をはじめとして主要国において証明商標制度が導入されてきているなか、日本においてどのように考えるべきなのかを、証明商標の主要な論点と思われるものについて検討してみたい。証明商標の機能とは何なのか、使用主体は誰なのか、使用許諾は通常の商標の場合と異なるのかを中心に検討したうえで、わが国の商標法に、米国や欧州で導入されているような証明商標制度を導入すべきかどうかについて見解を述べる。

4-1 証明商標の機能

知的財産研究所『商標の識別性に関する課題 (「認証・証明マークの保護」及び「商標の定義」の観点から) についての調査研究報告書』(2017) によれば、証明商標の機能については、いくつかの考え方に分かれているようである⁽³⁴⁾。1つ目の見解は、通常の商標の主たる機能である出所表示機能とは異なる機能であるとする見解である。例えば、「ある一定の品質基準をクリアしたものとそうでないものとを識別できること、

(33) Constantin Rehaag and Hanna Karoline Heidkamp, Germany: The German Trademark Law Modernization Act: In Force Now (<https://www.mondaq.com/germany/Intellectual-Property/774038/The-German-Trademark-Law-Modernization-Act-In-Force-Now>) 2020年3月14日確認

(34) 前掲注2) 57-60頁

及び、そのような商品を生産している団体とそうでない団体（あるいはグループのようなもの）を識別できることが、証明商標の識別性である。但し、前者はいわゆる『品質保証機能』とは少し異なる機能であり、後者も、商標権者からの出所ではないため、通常商標の『出所表示機能』とは異なる機能である⁽³⁵⁾とする。2つ目の見解は、通常商標と同じ（出所表示機能）と考えてよいというものである。例えば、「誰かがそのことを証明していることが必要であると考えべきで、その誰か（証明する者）についての出所識別がされているのと現実的には同じことになる。したがって証明商標の保護対象（商標の機能）は、通常商標と同じく、出所識別であるといつてよい⁽³⁶⁾」とする。3つ目の見解は、基本的には出所表示機能と考えてよいが、通常商標の出所表示機能と若干異なるものであるとするもので、「証明商標の識別性も、基本的には出所表示機能に基づくものである。但し、現実には、証明商標が理想的に機能している場合には、一つの出所というより、商品群に対して使われるものであり、また、その主体もグループ若しくはより広い概念からの出所を示すようになる⁽³⁷⁾」との意見がある。更に、4つ目の見解としては、需要者が消費者の場合は、通常商標とは異なる「特定の品質を担保する機能」が発揮されることが期待される一方で、需要者が事業者である場合には、出所表示機能が強く表れると考えるべきであるとする⁽³⁸⁾。しかしながら、これらの違いは、どういった枠組みを前提とするかによって、生じているように思われる。

この点、米国の証明商標は、商標やサービスマークの定義とは異なり、証明する主体を表示しているとは定義していないことから、出所表示機能ではなく、商品・役務が一定の基準を満たしていることを示すことに主眼がある。そして、役務が一定の基準を満たしているか否かは、通常商標における商標権者が一定の品質を保証していることを示すものである品質保証機能とも異なり、むしろ客観的に一定の基準を満たしているかを表示しているものに近いと考えられる。これは、民間組織等による保証用の標章について、もともと様々な要素をもつ米国商標法（ランナム法）のなかで保護していることによると考えられる。

一方、欧州の制度では、商標であると明示していることから、その商品・役務について証明する主体を表示している出所表示機能と考えられる（証明するという役務についての出所表示とは異なる）。このことは、出所が何を意味するのかについて、商品の製造者や販売者又は役務の提供者に限られず、もっと広い概念として捉えることができることから⁽³⁹⁾、自然なものとして理解できる。

また、欧州の制度では、商標権者が商品・役務が一定の基準に合致していることを証明する品質保証機能も有すると考えることができる。但し、その品質保証機能について、事前に基準が定められていること及びその基準に合致すれば保証することを拒否できないものであることを踏まえると、客観性・透明性が通常商標のそれよりも高いものとなっていると考えられる。

わが国の商標法では、現行商標法の商標の定義に「証明」があることや、TPP11協定が施行になっても、商標法を改正する必要があるとの議論は特別には存在していないことから、通常商標とは別のものとの区分はされていないものの、現行商標法の下で既に保護されていると考えられることも可能と思われる。しかしながら、それは、証明している主体を出所として表示する出所表示機能を果たすものではあるが（証明するという役務についての出所表示とは異なる）、客観的に一定の基準を満たしているかを表示しているとの要素はなく、米国や欧州で制定されている証明商標制度とは異なるものである。

わが国で証明商標制度を導入するか否かのポイントは、商品又は役務に対して、誰かが「証明」している旨の出所表示のみで十分かどうかの点にあるものと考えられる。

(35) 前掲注2) 57頁

(36) 前掲注2) 57頁

(37) 前掲注2) 58頁

(38) 前掲注2) 59頁

(39) 商標の出所という際に、商品の製造元・販売元、役務の提供元だけでなく、商品や役務について認定、承認、後援等をしている場合もある。この点については、足立勝「知財視点のブランド・マネジメントー商標法・不正競争防止法で保護されるための『出所』表示」田中洋編『ブランド戦略全書』（有斐閣 2014）197-199頁、足立・前掲注16）30頁

4-2 証明商標の使用主体

次に、わが国の商標法において、「証明」していることを表示する商標の使用主体をどのように捉えることになるかについて検討する。

団体商標について、登録にあたっては自ら使用する意思に欠けるという問題があることが大きな要因であったことから⁽⁴⁰⁾、団体商標は制度が必要であったとされるが、「証明」していることを表示する商標の場合に、その使用主体は誰になるのか。団体商標の場合と同じなのだろうか。

この点、商品又は役務が一定の基準を満たしていることを証明する場合に、その商標が示しているのは、商品・役務提供者以外の第三者、すなわち証明商標の商標権者が自らの責任において、確認又は保証しているということになる⁽⁴¹⁾。このことは、先ほど紹介した JIL 事件（知財高判平成 23 年 3 月 17 日〔平成 22 年（行ケ）10359 号〕判時 2117 号 104 頁 判タ 1377 号 204 頁）の判決でも明確である。証明商標により証明を行うのは商標権者であり、出所の表示者も商標権者であり、団体に限らず、会社や個人であることも可能である。また、証明の対象となる商品・役務の証明内容については、商標権者の判断になる。すなわち、団体自身ではなく団体構成員が使用するしくみである団体商標や地域団体商標のしくみとは異なる。

また、米国や欧州のような証明商標の制度を導入した場合であっても、同様に考えることができるであろう。

4-3 商標の使用許諾（通常使用権）

次に、わが国の商標法において、「証明」していることを表示する商標の使用許諾をどのように捉えることになるかについて検討する。

田村善之『商標法概説〔第 2 版〕』（弘文堂 2000）406 頁は、「使用許諾は、商標法上、単に被許諾者（ライセンシー）に対して商標権者が商標権を行使しない旨を約した通常使用権（商標権者に対する債権）（31 条）と、被許諾者（ライセンシー）が他人に対して禁止権も取得する専用使用権（物権）（30 条）の二つに分類される」とする。また、同 23 頁では「使用許諾とは禁止権の不行使であるに過ぎない」とする。

ただ、商標の使用許諾（通常使用権）において、商標の機能から考えると、単に商標権者による禁止権の不行使にとどまらず、商標権者は、商標の本質的な機能である出所表示のために被許諾者に対して適切な行為をすることが必要なのではないか。この点、出所を示すという機能を有しない特許等の他の知財とは異なる場所であると考えられる。通常の商標であっても、商標権者が、被許諾者が使用する都度チェックしたうえで使用させる場合もあれば、事前にある程度のルールや規格等を通知して、そのルールや規格等を守っていることを条件に被許諾者に使用させる場合もある。これは、商標権者による出所表示のための一種の品質管理責務であり、「証明」していることを表示する商標の場合に、より明確に求められると理解できる。すなわち、被許諾者による使用（商標権者による禁止権の不行使）だけではなく、商標権者による使用がされていると考えることができる⁽⁴²⁾。

(40) 「団体自身が商標を使用しない場合には、使用の意思を欠くから登録商標を取得しえないのではないかという問題点があった」（田村・前掲注 13）23 頁。網野・前掲注 19）650 頁も同旨。

「団体商標については、これを自ら使用する意思がなくても、その構成員に使用させる意思があれば、その登録は許されるものとされている（7 条 2 項）。使用意思以外の登録要件は、通常の商標の場合と同じである」（渋谷達紀『知的財産法講義Ⅲ 第 2 版』（有斐閣 2008）355 頁）。

(41) 何らかの規格が予め設定されていて、その規格に適合すれば、適合していることを表す標識を、商品・役務提供者の判断で使用することができるという場合もある。その場合でも、同種の商品・役務提供者のグループ・団体に予め規格を示していること、また、規格に適合していないにも拘わらず、適合していることを表す標識を使用した者には、当該グループ・団体から除名することも含めた罰則を有していることが通常であるように思われる。このとき、規格に適合していることを示しているのは、商品・役務提供者ではなく、規格を予め設定している者（証明者）になる。

商標権は財産権なので、商標権者は自由にできるのではないかとの意見もあり得るが、商標法に基づき認められる権利なので、その権利に付随する責務と理解すべきことである⁽⁴³⁾。

なお、米国や欧州のような証明商標の制度を導入した場合であっても、同様に考えることができ、また、事前に設定した基準を満たす商品や役務であれば、許諾を拒否することができないものとなる。

4-4 その他の論点

米国や欧州のような証明商標の制度を導入した場合、他にも様々な論点が出てくると考えられるが、ここでは、通常の商標と区分する必要性に関して考慮要素になりそうな点について下記する。

(1) 証明商標の指定商品・役務について

証明することを業とする意味からは指定商品・役務区分 42 類（証明業務）での登録が一応考えられる。しかしながら、現行の商標法において、商標法 2 条 1 項の定義にある「証明」は、対象の商品・役務について行うことは明らかである。

また、既に述べたとおり、欧州の証明商標制度における指定商品・役務は、対象の商品・役務について証明するものであることが明確にされている。商品と役務との 2 つの区分だけにしていく米国にしても、証明するという役務についての登録とはされていない。証明商標制度における指定商品・役務は、証明の対象の商品・役務となる。

(2) 証明商標は、商標権者が自らの商品・役務に使用することは禁止されるべきか。

証明商標制度を導入している各国では、商標権者が自らの商品・役務に、自らが保有する証明商標を使用することを禁止している例が多くみられる⁽⁴⁴⁾。

現行商標法において「証明」するものは、商標権者が、商品・役務が一定の基準を充たしていることを証明しているという意味の出所表示であり、実際に合致しているかどうかではなく、需要者・購入者による商標表示者（出所表示者）への信頼の問題ということになる。このことからすれば、必ずしも禁止されなければならない理由はなく、不適切な使用により、混同のおそれが生じた場合に登録が取り消されるしくみが機能すれば良いように思われる。

一方で、新たに証明商標制度を導入するとした場合には、商標権者が商品・役務が一定の基準に合致していることを証明する客観性・透明性がより高いものとなることを考慮して、どのようにすべきかを考えることになる。

(3) 不適切な使用により混同のおそれを生じさせた場合の登録取消制度を別に用意する必要があるか。

現行の商標法においても、証明商標と呼ばれる商標も存在しており、他の商標と区別することなく、商標法 51 条乃至 53 条により、登録取り消しの対象となっている。また、地域ブランドのための地域団体商標においても、表示した商品や役務の産地等が誤っていた際に、登録を取り消すしくみは用意されていない。譲渡や専用使用権の設定も禁止されているが（実際に行おうとしても、特許庁にて受付されないが）、契約で実質的に行った場合に取消になるといったしくみもなく、通常の商標と同様の扱いがされている。

これに対して、新たに証明商標制度を導入するとした場合には、商標権者が商品・役務が一定の基準に合

(42) 蛇足であるが、商標権者が被許諾者に対して品質管理行為をしていない場合（複数の者に使用許諾をし、出所表示機能を果たそうとしていない場合）、商標の出所表示機能を果たす態様での使用には該当しない。不使用の状態と考えることができる。⇒ 不使用取消審判において、商標権者は使用の証拠として被許諾者との契約書を提出するだろうが、請求権者が単なる禁止権の不行使にとどまり、使用の実態が存在しない（商標権者による品質管理行為がされていない）ことを証明すれば、不使用による取消になると解釈することも可能なように思われる。この部分の商標権者の義務が、団体商標や地域団体商標の場合に、一定程度緩和されているように考える。

(43) 商標権者が品質管理行為をしないうで、第三者に自由に使用させるというアレンジをしたいならば、商標権を譲渡・移転するか、専用使用権設定をすべきであろう。

(44) 前掲注 2) 30-41 頁掲載の各国調査結果の一覧表を参照

致していることを証明する客観性・透明性がより高いものとするためのしくみをどうするか、例えば、登録出願時に対象商品・役務についての証明する基準、商標使用に当たっての規約、基準外や規約外の商標使用の際の対処方法、これらの合理性のチェック方法や公表・周知の方法等について、考えることになる。

(4) 証明商標において、商標法3条1項の規制を緩和して、地理的な表示の登録を証明商標に許すべきか。

現行の商標法において既に地域団体商標が存在しているなか、証明商標であるからという理由で、商標法3条2項の適用なしに地理的な表示を独占させる必要性があるようには思われない。地域団体商標制度の導入にあたっては、団体に加入していないが、不当な目的なく通常に「地域名＋一般名称」を表示に用いる者に対する配慮について、商標制度小委員会で相当に議論がされた経緯もあることも認識しておく必要がある⁽⁴⁵⁾。

(5) 地域団体商標のように譲渡や専用使用権の設定は禁止されるべきか。

事業として「証明」をする者が使用する商標であることから、譲渡或いは専用使用権の設定は、特に禁止される必要はない。この点についても、現行法において「証明」していることを表示する商標であっても、証明商標制度を導入した場合でも、違いはないと考える。

4-5 証明商標制度は導入すべきか

本稿のまとめとして、新たに証明商標制度の導入が必要であるかどうかについて考える。

まず、証明商標制度について条約等における位置づけを確認する。証明商標制度は、パリ条約や TRIPS 協定による導入の義務はない。商標法条約(2条2項(b))、TPP11協定でも、制度化そのものは必要ないことは明示されている。欧州における EU 指令でも同様に義務付けはない。また、現行で、マドリッド協定議定書上の課題(日本から他の締約国を指定した証明商標の国際出願ができない)はあるものの、直接、当該国で出願することで対応することも可能である。

一方、上記したとおり証明商標制度導入の義務はないなか、商標制度の近代化や国際調和の観点から、主要国がそれぞれ導入をしてきていることも考えなくてはならない。導入の必要性を検討する際に、国内企業や国内団体の要望の確認をすることが多いが、海外からのユーザーの意向に反していないのかといった点、主要国において既に存在している制度がわが国では存在していないことで、わが国の商標法が立ち遅れていないのかといった側面についても、あわせて考える必要はあろう。

現時点では、証明商標は、認証業務をする者(会社等)のために、通常の商標とは区別した制度を用意することの必要性がポイントになっていると思われる。公衆の利益のため、消費者・需要者の選択のためという修飾語が付されることもあるが⁽⁴⁶⁾、政府機関が特別な法制度で行うのであればともかく、商標法の下で、個人、民間会社、事業会社のグループ、業界団体などが行う行為について、他の業務を行う者(生活必需品を製造、供給する者なども含まれる)の行為と区別する十分な理由があるのかは、十分に理解が進んでいないように思われる。他の法律ではなく、商標法のなかに新たな制度を設けるとしたら、何を成し遂げることを目的とするかを明確にする必要があるように思われる。

日本の商標法は、新しいタイプの商標の導入など様々な改正がされてきているが、商標の機能が定義規定に含まれていないことや、地域団体商標と農水省所管の地理的表示制度との整理など課題もある。さらには「使用」「使用主体」の整理が必要であるとの意見も存在する⁽⁴⁷⁾。こうした日本の商標法についての総合的な検討のなかで、現行の「証明」していることを表示する商標との整理として、証明商標制度について検討することは意味があるように思える。

以上

(45) 結果としては、必ずしも十分ではないが商標法32条の2の創設に到っている。

(46) 例えば、WIPO, Standing Committee on the law of trademarks, Industrial designs and geographical indications, Twenty-first session (Geneva, June 22 to 26, 2009), Paragraph 61

(47) 前掲注2) 48頁

本稿は、2019年5月27日の日本弁理士会中央知的財産研究所「日本商標法の未来のための方策検討」第3回研究部会で行った研究報告を基礎としている。その報告に当たり、前特許庁商標課長青木博文弁理士より様々な資料を提供いただきました。ここに記して感謝申し上げます。

なお、本稿は、個人の見解に基づくものであり、筆者の所属する団体・組織の見解ではない。

(足立 勝)

